

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（後のB事業所）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年3月1日）及び資格取得日（昭和33年6月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年6月25日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A事業所に昭和33年1月9日から36年4月1日まで、工員として継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所において、昭和33年1月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月1日に資格を喪失後、同年6月25日に同事業所において再度資格を取得しており、33年3月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人同様、工員であった複数の同僚は、申立人が申立期間においてA事業所に勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと供述しているほか、これら同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している上、当時の上司である工場長からは、「申立人は継続して勤務していた。当時は年間を通して仕事があり、正職員しかいなかった。」との供述を得ている。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所におい

ては、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所が昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年3月から同年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年5月1日）及び資格取得日（昭和45年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から45年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

給与明細書等保険料控除を証明できる書類は無いが、A社には、途中で退職することなく、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年5月1日に資格を喪失後、45年8月1日に同事業所において再度資格を取得しており、43年5月から45年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と共に働いた複数の同僚は、申立人が昭和40年にA社本社から同社工場の開設に伴い工場長として赴任した後、44年ころに再び本社に勤務し、それぞれの勤務地での業務内容及び勤務形態の変更は無かったことを供述しているところ、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の記録から判断すると、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月から45年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
A社に正社員として昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 3 月末まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、同社において、昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 1 月 24 日までの期間及び同年 6 月 1 日から 52 年 1 月 20 日までの期間となっており、申立期間の一部の期間について勤務していたと認められる。

しかし、A社に照会したが、「申立期間当時の厚生年金保険の証拠書類は保管されておらず、不明である。」と回答している上、当時の事業主は死亡しており、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間当時、A社で事務を担当していた者に照会したところ、「従業員の厚生年金保険の加入は当時の社長が決めており、詳細は不明である。」との供述を得ているほか、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の前後に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡の取れた者からは、「私は昭和 50 年くらいから継続して 10 年以上勤務しているものの、途中何度か厚生年金保険の記録が無いが、その理由は分からない。」との供述を得ていることから、当時、事業主は勤務していた者すべてに継続して厚生年金保険に加入させていた状況にはな

かったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の適用事業所になった昭和41年10月から50年4月まで被保険者は30人おり、そのうち24人は、加入期間が1年に満たないことが確認できるが、当該被保険者は、既に死亡しているか所在が不明なため、勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。
途中休職することなく勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A病院において、昭和 47 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 30 日までの期間となっており、申立期間について、継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所に保管するA病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 47 年 4 月 1 日から 52 年 5 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 56 年 12 月 31 日までの期間は同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、同原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A病院に保管されている申立人の履歴書によると、「発令年月日」欄及び「任免事項」欄には、「52. 5. 1 高看実習休職を命ずる」との記載とともに、「給料月額」欄が空欄となっており、その後、「52. 11. 1 復職を命ずる」との記載とともに、「給料月額」欄に「100,900」の記載が確認でき、同事業所に照会したところ、「厚生年金保険の加入については不明であるが、履歴書の記載のとおり、申立期間当時、給料は支給していなかったと思われる。」との回答を得ている。

また、社会保険事務所に保管するA病院に係る被保険者記録によると、申立人と同様に昭和 52 年 5 月 1 日から 6 か月間、厚生年金の加入記録が無い同

僚が8人確認でき、これらのうち連絡の取れた複数の者から、「実習が始まる前に社会保険から抜けると説明されたので、6か月間、国民健康保険に加入した。健康保険証は返した記憶がある。」、「社会保険料が高いので一定期間だけ支払わない方法もあると教わり、6か月間、保険料は支払わないことにした。」との供述を得ている。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。